

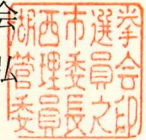
湖西市選挙管理委員会規程第2号

湖西市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年6月3日

湖西市選挙管理委員会

委員長 西川 睦 弘



湖西市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

湖西市選挙管理委員会規程（昭和42年湖西市選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（（その他の必要事項））」を削る。

第2条第1項中「（（委員長））」、「（（投票の記載事項及び投函））」、「（（代理投票））」、「（（無効投票））」及び「（（当選人））」を削り、同条第2項中「をもつて」を「をもって」に、「はかり」を「諮り」に、「あつた」を「あつた」に改め、同条第3項中「（（委員長））」を削り、同条第4項に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第4条第1項中「（（委員長））」を削り、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第6条中「（（退職））」を削る。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第 8 条中「所属しなくなつた」を「所属しなくなった」に、「又、同様」を「同様」に改める。

第 11 条中「（（招集））」を削り、「よつて」を「よつて」に改める。

第 14 条中「これを」を「これに」に改める。

第 16 条第 4 号中「前各号」を「前 3 号」に改める。

第 18 条第 1 項中「書記」を「書記長、書記」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 書記長には総務課長を、書記には総務課職員をもって充てる。

第 19 条中「すべて」を「全て」に改め、同条ただし書中「軽易な事項で委員長が指定した」を「第 16 条各号に掲げる事務の処理に係る」に改める。

第 21 条第 2 項中「拡大」を「拡大し、」に改める。

第 22 条第 2 項中「よつて」を「よつて」に改める。

第 23 条中「服務について」を「服務については」に改める。

第 24 条中「公告式条例」を「公告式」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。